実績評価書様式

（厚生労働省29（Ⅱ－２－１））

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること（施策目標Ⅱ－２－１）
施策の概要	「安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること」という施策目標を達成するため、以下の施策を実施する。 ・すべての水道事業者が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で作成する事業計画（「水道事業ビジョン」）の策定を支援する ・最新の知見に基づき水道水質基準等の見直しを逐次行うことにより、水質基準に適合した安全な水の供給を推進する ・水道事業者等における耐震化計画策定を促進するとともに、基幹管路等の耐震化を推進する ・事業統合や経営の一体化により施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携を推進する。
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 我が国の水道は97.9%の普及率を達成しているものの、現在以下のような課題に直面している。 ・水道施設の老朽化の進行（高度経済成長期に整備された施設が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇している（H28年度14.8%）） ・耐震化の遅れ（水道管路の耐震適合率は4割に満たず耐震化が進んでいないため、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えている） ・多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱（水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれもある） ・計画的な更新のための備えが不足（約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っており、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い） これらの課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していく必要があり、水道法（昭和32年法律第177号）及び新水道ビジョン（厚生労働省健康局平成25年３月策定）に基づき、本施策を実施する。

施策の予算額・執行額等

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求額
予算の状況（千円）	当初予算（a）	14,724,343	19,697,972	23,830,834	25,983,410	30,105,532	73,801,424
	補正予算（b）	25,000,000	27,571,000	44,687,000	28,516,000	0	
	繰越し等（c）	17,790,000	4,104,406	−10,767,868	5,985,206	0	
	合計（a＋b＋c）	57,514,343	51,373,378	57,749,966	60,484,616	30,105,532	
執行額（千円、d）		53,303,307	50,633,424	53,600,082	55,109,045		
執行率（%、d/(a＋b＋c)）		92.7%	98.6%	92.8%	91.1%		

関連税制：－

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの）

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
1）経済・財政再生計画 改革工程表2017改定版 2）国土強靱化アクションプラン2017	1）平成29年12月21日経済財政諮問会議決定 2）平成29年６月６日国土強靱化推進本部決定	1）P38, P71 2）水道施設に関する耐震化計画等策定指針の周知等により、水道事業者等における耐震化計画策定を促進するとともに、老朽化が進み耐震性のない基幹管路等の耐震化を推進する(KPI:上水道の基幹管路の耐震適合率 50%[H34])

測定指標

指標1
水道事業ビジョン策定状況（水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み上水道事業者数の割合（H20年度分より実施））

指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠：
新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくため、また広域化や官民連携を視野に入れた事業計画により事業の安定性や持続性を給水区域の住民に示すため、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要であることから指標として選定し、平成30年度に100%とすることを目標値として設定した。

基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
30%	55.1%	63.6%	68.5%	71.7%	72.5%	100%		×
年度ごとの目標値	64.3%	71.4%	78.6%	85.7%	93.0%			

指標2
水質基準適合率（「水道統計」（公益社団法人日本水道協会）の数値をもとに集計）

指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠：
水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため指標として選定した。

基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
16年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	毎年度		
99.90%	99.97%	99.97%	99.98%	集計中	集計中	100%	○	（○）
年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%			

指標3
基幹管路の耐震適合率（「水道統計」（一般社団法人日本水道協会）の数値をもとに集計）

指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠：
基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定したもので、平成34年度に50%とすることを目標値として設定した。【本指標については、国土強靱化アクションプラン2018のKPIとして設定、平成34年度に50%が目標値とされている。】（注）当初、平成24年度の実績値が34%であることを前提として、目標である平成34年度に50%を達成するための年度ごとの目標値が設定された。その後、平成24年度の実績値が33.5%に修正されたため、年度ごとの目標値をそれに応じて修正した。

	実績値					目標値	主要な指標	達成
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度		
33.5%	34.8%	36.0%	37.2%	38.7%	集計中	50%	○	△
年度ごとの目標値（注）	34.7%	36.4%	38.1%	39.8%	41.8%			

指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

	指標4 広域化検討に向けた協議会等を設置した都道府県数	水道事業の基盤強化を図るためには、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携が有効であり、都道府県はその推進役としての役割が期待されることから、広域化検討に向けた協議会等を設置した都道府県数を指標として選定した。 (*)都県でほぼ一元的に水道事業を実施している東京都・香川県を除く45道府県を目標値としている)								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○	○
		20			22	26	39	45(*)		
	年度ごとの目標値						38			
	【参考】指標5 広域連携に取り組むこととした市町村数	実績値								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
						174	集計中			

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果)B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 指標①についてはここ数年実績値が伸び悩んでいるものの、主要な指標である指標②③④については実績値が着実に向上し概ね目標を達成している。
	施策の分析	(有効性の評価) ○　指標1については、H29年度実績値が約73%となっており、着実に向上しているが、目標値には達していない。給水人口5万人を超える水道事業者では策定率が90%を超えている一方、給水人口5万人以下の中小規模の事業者では、水道事業ビジョン策定のための検討体制やノウハウが十分でないところもあり、策定率が64%と低い状況である。今後、特に中小規模の事業者の水道事業ビジョン策定に有効に機能するよう取り組む必要がある。 ○　指標2については、最新の科学的知見に基づき水質基準の逐次改正を行うとともに、その見直しを反映させて算出している水質基準適合率が直近3ヶ年においても99.9%を超えており、安全で質の高い水道水の確保を目的とする本施策が有効に機能していると評価できる。なお、本指標は全国の水道事業者が定期的に実施している水質検査結果の基準適合率を取りまとめたものである(平成27年度は302,079地点を調査し、60地点で超過)。平成27年度は、水道水源における油流出事故等により一時的に水質基準を超過した事例が60地点あったが、これらは、水道事業者が浄水処理の強化等の措置により水質基準に適合する措置を取ったことから、目標を達成したと見なすことができる。 ○　指標3については、毎年着実に向上しているが、年度ごとの目標値には1%程度達していない。南海トラフ地震等の切迫する災害に備えるため、早期に耐震性を向上させる必要がある。 ○　指標4については、安全で持続的な水の供給を確保するための手段の一つとして広域連携を推進する必要があり、それに向けた協議会等の設置数が着実に向上していることから、本施策が有効に機能していると評価できる
		(効率性の評価) ○　指標1について、水道事業ビジョン作成の手引きや水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引きの提供等により、水道事業者が効率的に水道事業ビジョンを作成し健全な事業経営を実施できるよう支援している。H29年度実績値が約73%となっており、着実に向上しているが、目標値には達していないため、引き続き、手引きを各種会議で情報提供するなど水道事業ビジョン策定を促す。 ○　指標2については、最新の科学的基準に基づき水質基準を逐次見直すこととしており、効率的に水の安全性を確保するように努めている。結果的に高い水質基準適合率を維持できていることからも、効率的な取組が実施されていると評価できる。 ○　指標3については、28年度実績値が目標より1%程度低い状況ではあるが、耐震化により高い効果が得られる基幹管路について優先的な整備が進むよう、費用・技術の両面から支援策を講じている。また、平成29年5月には「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を策定し、重要給水施設に供給する管路から、優先的な耐震化を図るよう水道事業者等に求めるなど、効率的な耐震化を推進している。 ○　指標4については、総務省とも連携し、平成28年3月に「水道事業の広域連携の推進について」という通知を発出しており、これにより都道府県において広域化検討に向けた協議会の設置が効率的に進んだと考えている。
		(現状分析) ○　指標1については、着実に向上が認められるものの、中小規模事業者で策定率が低い状況にあり、年度目標には達していない。今後、地域ブロックごとに平成25年度から毎年開催している「水道の基盤強化のための地域懇談会」を活用し、「水道事業ビジョン作成の手引き」の周知や、水道事業ビジョン策定の参考となる優良事例の紹介を行うとともに、平成30年度からは「生活基盤施設耐震化等交付金」による支援策の充実による広域連携の検討支援等により、中小規模の事業者の水道事業ビジョン策定を促す必要がある。 ○　指標2については、毎年概ね目標値を達成しており、安全で質の高い水道水の確保ができていると考えられ、引き続き、安全性を一層高める水質管理を推進していく必要がある。 ○　指標3について、は年度目標を1%程度下回っているものの着実に向上している。管路の更新率は事業者によって大きくばらつきがあるため、管路更新の底上げを図るため、アセットマネジメントの取組等の促進する必要がある。 ○　指標4については、着実に向上しているが、引き続き未設置の都道府県に対して広域連携の推進のための協議会等を設置するように機会を捉えて促していく必要がある。

	次期目標等への 反映の方向性	（施策及び測定指標の見直しについて） 　目標達成に向けた施策の効果が着実に表れてきていることから、本施策を引き続き実施し、施策目標の達成を目指す。なお、将来にわたり安全な水の安定供給を維持するため、水道の基盤強化を図るための施策の拡充を内容とする水道法の一部を改正する法律案を平成30年通常国会に提出した。同法律案では、経営基盤が脆弱な水道事業者の広域連携を推進するため、都道府県による水道基盤強化計画の作成を法的に位置付けるとともに、水道施設の老朽化等に対応するための水道事業者への施設の維持修繕の義務付け、施設の計画的な更新や長期的な収支の見通しの作成・公表に関する努力義務等の措置を講ずることにより、水道の基盤強化を図ることとしている。今後同法律案の動向を踏まえ、必要に応じ指標の見直しを行う。 ○　指標1については、小規模事業者への指導監督権限のある都道府県と連携しながら、引き続き機会をとらえて水道事業ビジョンの策定を促し、水道事業者の健全な事業経営を確保する。 ○　指標2について、今後は水質事故への対応能力の向上を図ること等により、安全性を一層高める水質管理を推進していく。 ○　指標3については、今後も耐震性の向上を図るべく、管路更新の推進に資するアセットマネジメントの取組等を促進する。 ○　指標4については、協議会等の設置を行っていない都道府県に対して引き続き機会を捉えて促し、広域連携に向けた取組を推進するように努める。 （予算要求について） 　安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保を図るため、引き続き必要な予算を要求する。 （税制改正要望について） － （機構・定員について）

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ（平成30年7月31日開催）で議論いただいたところ、指標1について、中小規模の水道事業者にまで水道ビジョンの策定という負担を求める合理性があるのかというご指摘を受け、指標1の指標選定理由欄に「広域化や官民連携を視野に入れた事業計画により事業の安定性や持続性を給水地域の住民に示すため」という理由を追記するとともに、「施策の分析（現状分析）」欄に平成30年度より生活基盤施設耐震化等交付金による支援を行っている旨を追記した。

参考・関連資料等	○関連法令 　URL：http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html ○関連事業の行政事業レビューシート 　URL：http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/ ○地域水道ビジョン策定状況 　URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html ○水道事業における耐震化の状況 URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189572.html

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	水道課長 是澤 裕二	政策評価実施時期	平成30年6月